

大分県報

令和五年
第四五六号
十月二十七日

（金曜日）

目次

告示

令和五年度臨時種畜検査に合格した種畜

鳥獣保護区の更新

特例休猟区の指定

特定猟具（銃）使用禁止区域の指定

道路区域の変更

道路の供用開始

大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

公告

都市計画図書の縦覧

落札者等の公示（二件）

○告示

大分県告示第四百五十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による令和五年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和五年十月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

種畜証明書番号

名前
（登録・登記番号）

品種

検査成績

令五大分県臨二第一号

茂清富
(2022 子大分黒 2785)

黒毛和種

二級

令五大分県臨二第二号

秀保久
(2022 子大分黒 4961)

黒毛和種

二級

令五大分県臨二第三号

竹東豊
(2022 子愛別大黒 5549)

黒毛和種

二級

大分県告示第四百五十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和五年十月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

名称及び所在場所

存続期間

区域及び面積

姫島鳥獣保護区
（姫島村）

令五・一一・一
令一五・一〇
・三一

姫島村の観音崎を起点とし、観音崎から丸石鼻を見通した線、丸石鼻から金崎に進み、金崎港に至り、同港から柱ヶ岳鼻、ハイタテノ鼻、ス鼻を進み、観音崎に至る海岸線に囲まれた区域及び柱ヶ岳付近の岩礁を含む全島の面積八一五ヘクタールの区域

城島高原鳥獣保護区
（別府市・由布市）

令五・一一・一
令一五・一〇
・三一

別府市大字鶴見の別府市と由布市湯布院町との境界と由布市湯布院町塚原温泉から鍋山に通じる山道との交点を起点とし、同山道を東に進み、市道明礬鍋山線との交点に至り、同山道を南東に進み、市道明礬内山線との交点に至り、同山道を東に進み、国道五〇〇号との交点に至り、同国道を東に進み、国道五〇〇号との交点に至り、同国道を南西に進み、別府市南立石の通称「七曲」の第一カーブに至り、同所から国有林（官行造林）と別府市有林との境界の谷を南に進み、柳原三角点に至り、同所から稜線に沿った防火線を南に進み、林道志高乙原線に至り、同林道を北に進み、林道志高乙原線に至り、同林道を北に進み、市道朝見枝郷合柵後畑線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道前山二号線との交点に至り、同市道を北西

<p>仙崎公園鳥獣保護区 (佐伯市)</p>	<p>令五・一一・一〇 令一五・一一・〇 三一</p>	<p>た面積六五五ヘクタールの区域</p> <p>佐伯市蒲江大字西野浦の市道仙崎線と市道仙崎高平線(サイクリングロード)との交点を起点とし、市道仙崎線を東に進み、仙崎地蔵尊へ向かう作業道との交点に至り、同作業道を北東に進み、同作業道の終点に至り、終点から仙崎鼻を見通した線上を北東に進み、仙崎鼻に至り、同所から海岸線を南西に進み、びしゃごを通り、同海岸線を南西に進み、市道仙崎高平線に隣接している展望台の尾根から南に向かつて海岸線に下りた交点に至り、同所から同尾根を北に進み、同展望台に至り、同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた面積一六〇ヘクタールの区域</p>
<p>大山ダム鳥獣保護区 (日田市)</p>	<p>令五・一一・一〇 令一五・一一・〇 三一</p>	<p>西峰隧道の入り口を起点とし、県道日田鹿本線を前津江町大野方向に進み、緑鷹橋の横を通り、上山橋を渡り、上山の市道上山線との交点に至り、同線(市道)を北東に進み、緑鷹橋に至り、竹の迫林道を東へ進み、同林道終点に至り、ダム湖面(満水時)と陸地との境を竹の迫へ五〇〇メートル進み、竹の迫橋に至り、市道西釣線をダム下流方向へ進み、赤石川の西釣橋を経て県道日田鹿本線に至り、同県道を前津江町方向へ進み、起点に至る線に囲まれた九五ヘクタールの区域</p>
<p>大分県告示第四百五十四号</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり特定鳥獣(イノシシ・シカ)の捕獲等を行うことができる区域を指定する。</p> <p>令和五年十月二十七日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>		
<p>名称及び所在場所 鴨川特例休猟区 (杵築市)</p>	<p>令五・一一・一〇 令一八・一一・〇 三一</p>	<p>杵築市大字鴨川の市道オレンジロード杵築線と県道成仏杵築線との交点を起点とし、同県道を北に進み、杵築市と国東市との境界に至り、同境界を南東に進み、市道オレンジロード杵築線との交点に至り、同市道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた面積九三五ヘクタールの区域</p>
<p>田中特例休猟区 (豊後大野市)</p>	<p>令五・一一・一〇 令一八・一一・〇 三一</p>	<p>豊後大野市大字十時の市道十時井井寺線と県道大分大野線との交点を起点とし、同市道を南西に進み、市道酒井寺北園線との交点に至り、同市道を西に進み、市道平岡線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道神角寺支線との交点に至り、同市道を北西に進み、林道神角寺線との交点に至り、同林道を北に進み、林道鎧岳線との交点に至り、同林道を東に進み、豊後大野市と大分市との境界に至り、同境界を南東に進み、林道鎧岳線との交点に至り、同林道を東に進み、県道三重野津原線との交点に至り、同県道を南に進み、市道師田原高野線との交点に至り、同市道を北東に進み、師田原ダム管理道路との交点に至り、同管理道路を南東に進み、県道大分大野線との交点に至り、同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、五四〇ヘクタールの区域</p>
<p>長者原特例休猟区 (九重町)</p>	<p>令五・一一・一〇 令一八・一一・〇 三一</p>	<p>県道別府一の宮線と県道田野庄内線と町道硫黄山線との交点を起点とし、県道別府一の宮線を北東へ進み、県道田野庄内線との交点に至り、県道田野庄内線を北東へ進み、由布市庄内町との境界に至り、同境界を南西へ進み、竹田市久住町との境界との交点に至り、久住町との境界を北東へ進み、硫黄山道との交点に至り、同山道を北西へ進み、町道硫黄山線との交点に至り、同町道を北へ進み、起点に至る区域に囲まれた面積九八〇ヘクタールの区域</p>
<p>東谷南特例休猟区 (中津市)</p>	<p>令五・一一・一〇 令一八・一一・〇 三一</p>	<p>中津市本耶馬溪町大字落合の国道五〇〇号と県道落合齊藤線との交点を起点とし、国道五〇〇号を南東に進み、中津市と宇佐市との境界に至り、同境界を南に進み、県道落合齊藤線との交点に至り、同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、九五七ヘクタールの区域</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>
<p>大分県告示第四百五十五号</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具(銃)使用禁止区域を指定する。</p> <p>令和五年十月二十七日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>		

令和五年十月二十七日

大分県報(告示)

桂川特定猟具(銃)使用禁止区域(豊後高田市)

令五・一・一・一〇
令一・五・一・一〇
三二

豊後高田市大字森の市道泉橋森線と西国東地区広域農道との交点(知恩寺橋東)を起点とし、同広域農道を西に進み、県道豊後高田安岐線との交点に至り、同県道を西に進み、市道金屋上北線との交点に至り、同市道を北に進み、市道新町上町線との交点に至り、同市道を西に進み、国道二一三号との交点に至り、同国道を北に進み、桂川左岸との交点(恵比須橋)に至り、同川左岸を北西に進み、海岸線との交点に至り、同所から石部川に架かる石部橋北端を見通した線上を進み、同石部橋に至り、同所から県道高田港線を南東に進み、市道玉津海岸線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道御玉泉橋線との交点(御玉橋)に至り、同市道を南東に進み、市道泉橋森線との交点に至り、同市道を東に進み、起点に至る線に囲まれた面積一五〇ヘクタールの区域

大分県告示第四百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年十月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道田野宝泉寺停車場線	玖珠郡九重町大字町田字山ノ神三〇七六番四地先から玖珠郡九重町大字町田字山ノ神三〇六六番一地先まで	前	一・四 四・六	二六四・一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい
		後	A 三八・二 四・六	二六五・〇	
		B	三八・二 四・八	二三二・九	

大分県告示第四百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二二号	日田市大字三和字郡町四四番九から日田市大字三和字喜四郎一五九番四まで	令五・一〇・二七

大分県告示第四百五十八号

大分県が管理する港湾施設の概要(昭和四十三年大分県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 大分港の(二)概要の大在地区の表中

百	くん蒸庫	三〇三平方メートル	を
百	倉庫	三〇三平方メートル	に

改める。

大分県告示第四百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和五年十月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

② 伏木町	東羽田町⑨	東羽田町⑧	東羽田町⑦	東羽田町⑥	東羽田町⑤	萩原①	指定区域の名称
日田市大字花月	日田市大字羽田	日田市大字羽田	日田市大字羽田	日田市大字羽田	日田市大字羽田	日田市大字羽田	所在地
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	指定の区分						
急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類						
別図のとおり	区域の表示						
別図のとおり	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項						
							備考
							(「別図」は、省略し、日田市木事務所に備えて縦覧に供する。)

令和五年十月二十七日

大分県報(告示)

③ 伏木町	伏木町④	伏木町⑤	伏木町⑥	竹尾⑤	竹尾⑥	足刈⑦	足刈⑧	堺の谷②
日田市大字花月	日田市大字花月	日田市大字花月	日田市大字花月	日田市大字小野	日田市大字小野	日田市大字小野	日田市大字小野	日田市大字小野
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域								
急傾斜地の崩壊								
別図のとおり								
別図のとおり								

五

④ 下河内	鶴河内町④	鶴河内町③	下河内③	向丸尾②	柚ノ木⑤	柚ノ木④	柚ノ木③	鶴河内③	鶴河内②
大字鶴	日田市 大字鶴	日田市 大字鶴	日田市 大字鶴	日田市 大字鶴	日田市 大字鶴	日田市 大字鶴	日田市 大字鶴	日田市 大字鶴	日田市 大字鶴
区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

⑥ 羽田町	夜明関町⑦	夜明関町⑥	釜戸③	釜戸②	中島②	大肥本町④	大肥本町③	大肥②	河内
日田市 大字羽	日田市 大字夜	日田市 大字夜	日田市 大字鶴	日田市 大字鶴	日田市 大字大	日田市 大字大	日田市 大字大	日田市 大字大	日田市 大字大
区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域								
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

尾当町 ②	東羽田 町⑤	羽田町 ⑦	森ノ本 ②	藪①	池ノ塔 ①	北平③	仏石⑤	三春原 ①
日田市 大字有 田	日田市 大字羽 田	日田市 大字羽 田	日田市 大字東 有田	日田市 大字東 有田	日田市 天瀬町 馬原	日田市 天瀬町 馬原	日田市 大字高 瀬	日田市 大字小 山
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域								
急傾斜 地の崩 壊								
別図の とおり								
別図のとおり								

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条の規定による令和五年十月二十一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年十月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
一八、八二一人
- 二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
二一七、六二七人
- 三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市 一三二、〇八三人
別府市 三一、四四九人
中津市 二二、五二七人

日田市	一七、三五二人
佐伯市	一九、二〇七人
臼杵市	一〇、四二五人
津久見市	四、六四五人
竹田市	五、七五六人
豊後高田市	六、〇九四人
杵築市	七、七七七人
宇佐市	一四、九三六人
豊後大野市	九、六二三人
由布市	九、三一七人
国東市・姫島村	八、一三九人
日出町	七、七八三人
九重町・玖珠町	六、五六二人

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 都市計画の種類及び名称

中津都市計画用途地域（中津市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年十月二十七日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

診療材料等調達及び物品管理業務委託

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院事務局会計管理課

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和五年九月五日

四 落札者の氏名及び住所

エム・シー・ヘルスケア株式会社 代表取締役 三池 正泰

東京都港区港南二丁目十六番一号

五 落札金額

二十億千六百六十八万五千五百六十二円（年額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札を公告した日

令和五年七月二十五日

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年十月二十七日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

手術台一式（本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去を含む。）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院事務局会計管理課

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和五年九月五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社田吹ムトウ 本店営業部 部長 正喜 浩司

大分市大石町五丁目三―二

五 落札金額

三千三百四十四万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札を公告した日

令和五年七月二十五日

令和五年十月二十七日

大分県報（公告）

九